

第9章 生活案内

新入生へ

学生生活

学修案内

共通

R U

R B

R D

R M

R E

R G

H P

履修案内

資格・免許

教職課程

事務取扱い

学籍・学費

生活案内

各種施設

就職・進学

学則・規程

沿

革

校歌・学生歌

キャンパス案内

1 学生生活への助言・相談

学生生活の中で、教員と接して個人的に指導・助言を受けることは非常に大切なことです。本学では学生と教員の交流には特に留意して、「**学生アドバイザー及び学生相談室**」の二つの指導・助言制度を設けています。

(1) 学生アドバイザー制度とオフィスアワー

「学生アドバイザー制度」は、皆さんが有意義で充実した学生生活を送るために、学生アドバイザーである本学の専任教員に抱えている悩みを相談できる制度です。

学生アドバイザーを担当する本学の先生は、毎週「オフィスアワー」を設けて、皆さんが自由に相談（例えば、学生生活、学業、就職・大学院進学、奨学金等）に来ることができるよう教員室等で待機しています。

オフィスアワーは、全ての学生に開かれており個人だけのものではありません。より多くの学生が利用できるように事前に相談したいことをまとめておくようにしましょう。

皆さんの学生アドバイザーを担当する先生は、DENDAI-UNIPAの個人情報照会画面「学生基本情報（学生アドバイザー）」に掲載されています。オフィスアワーの時間・相談場所については、学生アドバイザーの「教員時間割」の画面において確認してください。

(2) 学生相談室

学生相談室は、学生の様々な悩みごとについての相談に応じ、問題の解決に協力し適切な指針を与えることを目的としています。相談には専門家があたり、相談の内容については**個人の秘密が厳守**されています。

たとえば

- ・ 学校が面白くない。
- ・ もっと充実した学生生活を送りたい。
- ・ 今と違った生き方があるのではないかと迷っている。
- ・ 誰とも自由につきあえるようになりたい。
- ・ 自分の性格について知りたい。
- ・ 進路についてなんとなく不安がある。
- ・ 人間関係がうまくいかない。
- ・ 人とうまく話ができない。

など、どのような相談でもかまいません。

(3) こころとからだのサポート 24

※理工学部事務部（学生厚生担当）窓口等に設置のパンフレット参照

電話（フリーダイヤル）により、24時間年中無休で、外部委託の専門機関が心身の相談を受付けています。

2 留学・海外語学研修

本学では、学生諸君が海外の協定校等での語学研修や留学プログラムに参加することを、推奨しています。3週間程度の語学研修から1年未満の留学までさまざまな形態があるので、事前の準備等、よく検討の上、計画を立ててください。

(1) 留学・海外語学研修の種類

①英語短期研修

海外協定校等にて実施されている英語短期研修プログラムは以下のとおりです。各大学の語学教師による少人数教育であり、所定の成績を修めれば、「海外英語研修」の単位として認定されます。

- 1) コロラド大学ボルダー校（米国）：8月に実施（約3週間）、募集は5月頃
- 2) ケンブリッジ大学ホマートン校（英国）：8月に実施（約3週間）、募集は5月頃
- 3) シドニー大学（オーストラリア）：3月に実施（約3週間）、募集は11月頃

②その他の海外研修

単位の認定はありませんが、上記に加えて以下の語学研修等を実施しています。

- 1) 韓国語研修：韓国の協定校等にて、8月に実施（約3週間）、募集は5月頃
- 2) 中国語研修：中原大学（台湾）にて、3月に実施（約3週間）、募集は11月頃
- 3) 英語研修：ブリティッシュカウンシル認定校（英国）にて、2月下旬に実施（約3週間）、募集は11月頃
- 4) タイ文化研修：泰日工業大学（タイ）にて、8月・3月に実施（約2週間）、募集は5月・11月頃

③協定校留学

本学と外国の大学との学生交流協定によって留学する制度です。協定校への留学に関する要望については個別に対応していますので、国際センターに問い合わせをしてください。

④認定校留学

留学希望者本人が外国の大学等から留学または受入れ許可を取り、本学がこれを許可し、留学する制度です。

*本学では学生諸君が在学中に海外の大学に留学することを制度として認めています。留学とは外国の大学またはこれに相当する高等教育機関に一定期間在学して教育を受けることを言います。事前に所定の申請手続きを行い留学と認められる必要があり、事前の許可を受けずに渡航したり、相手先大学の正規教育課程以外のコースで学んだりしても、本学からの留学とは認められないのでご注意ください。

(2) 留学・海外語学研修への参加にあたり

留学や海外語学研修に関する相談については、国際センターで随時対応しています。

①海外語学短期研修

これまでに実施した語学研修の募集要項や参加した学生の報告等を国際センターやホーム

ページ上で閲覧できるので、準備にあたってはこれらを参考にしてください。

②留学

長期の留学を希望する場合には、語学力の向上を含めた準備が重要ですので十分に留意してください。特に英語圏に留学する場合は、IELTS (International English Language Testing System) などの受験とそのスコアが必要です。留学先により英語要件があり、それを満たすためには通常1年以上の準備期間が必要です。

また留学予定先大学等において履修を希望する授業科目や本学の履修などについて、留学前に学系および理工学部事務部（教務担当）の履修指導を受けてください。

(3) 国際センターについて

国際センター（東京千住キャンパス1号館4階 9時～17時）

「国際センター」では、TDUの特色を生かした国際交流の実践に向けて、学生や教職員の人的な交流を進めるために、日本人学生の海外留学等、さまざまな支援を行っています。

国際センター鳩山ブランチ（場所：12号館1階12128号室 10時～17時/月～金）

「国際センター鳩山ブランチ」では、常駐するスタッフに留学や大学生活についての相談ができます。また、留学生と日本人学生が交流できるスペースを設けています。

3 学割証（学生旅客運賃割引証）

1. 学割証の使用用途（発行条件）

帰省・正課教育・課外活動・就職活動・修学見学等で、遠距離をJR各社列車で移動する場合で、乗車区間が片道100km以上ある場合に学割証が利用できます。

2. 学割証の申込方法

証明書発行機にて取得してください。（無料）

3. 団体旅行

学生団体運賃割引制度は、学生と引率教職員同行で利用できます（人数の条件・割引率は、鉄道会社によって異なります）。利用の際は、「学外活動願」とともに「団体旅行申込書」（駅・旅行会社にあり）に必要事項を記入し、理工学部事務部（学生厚生担当）へ提示してください。

4. 学割証利用上の注意

- (1) 学割証は、記名人以外には使用できません。（不正使用をすると追徴金が科せられ、以後、発行停止になります。）
- (2) 必ず学生証を携帯してください。
- (3) 学割証の有効期限は発効日から3ヶ月間です。

4 健康管理

衣・食・住は私達が生活する上において欠くことのできないものです。これと同様に大切なのは健康であるということです。健康であるということは学生生活を送るうえでもとても大切なことです。本学でもみなさんの健康管理について十分配慮していますが、まずはみなさん自身が日頃から健康の保持に努めることが大切です。

更に、色々な感染症（インフルエンザ、麻疹、結核など）は本人だけの影響にとどまらず、周囲に及ぼす影響も大きく、大学閉鎖に繋がることもあります。ぜひご自身の母子手帳を確認し、事前に抗体価などを調べ必要時は早めにワクチン接種しておくことをお勧めいたします。

1. 健康相談室

授業中・課外活動中等に学内で急に気分が悪くなったり、思わぬケガをしたときは、すぐに健康相談室に来室してください。健康相談室では、校医の指導のもと看護師がそれぞれの応急処置にあたっています。

健康相談室では身長や体重、血圧や体脂肪率を自動的に測定する健康管理システムを設置しています。学生の皆さんがこのシステムを定期的に利用することにより健康状態のバロメーターにすることができます。

そのほか、ここでは平常の健康相談にも応じていますので、何となく身体に異常を感じるといった症状のときなども、遠慮なく来室してください。

2. 相談室の場所・開室時間

本館1階にあります。

開室時間は

月曜～土曜 9:20～16:20

(ただし、11:30～12:30は休憩時間ですが、急患は随時受け付けます。)

健康保険証について

急病等で医療機関を受診する際は必ず必要となります。個人管理で携帯するか手元に保管しておいてください。なお自宅外通学となる方は遠隔地被保険者証の交付を受けることをお勧めしております。保護者の加入している健康保険組合等に申請してください。

3. 定期健康診断

毎年、学校保健安全法及び感染症法に基づき、全学生を対象に定期健康診断を実施しております。奨学金申請やクラブ活動、就職活動などで健康診断証明書が必要な場合は、受診記録に

に基づき作成しております。特にクラブ関係の団体活動を行う予定の学生はその団体全員の受診が必要となります。忘れずに毎年受診してください。

定期健康診断の実施項目は次のとおりです。

1. 胸部レントゲン撮影
2. 身体計測
(身長、体重、日常視力)
3. 内科診察（検尿、血圧測定）

定期健康診断の日程は、事前にUNIPAにて詳細をお知らせします。再検査（精密検査）の詳細も同様にUNIPAにて連絡致します。

学内の定期健康診断を受診せず、学外で健康診断を受診した場合は、その証明書を健康相談室窓口へ提出してください。その場合本学より健康診断証明書の交付はできません。

4. その他の健康診断について

クラブ活動（強化宿舎・公式試合等参加）のために健康診断を受けたい場合は所定の健康診断受診申込書に記入の上、2週間前に健康相談室に申し込んでください。

ただし、この健康診断では、レントゲン撮影などができないので、定期健康診断を受けなかった学生に対しては、診断による活動許可ができない場合があります。

5. 健康診断証明書

証明書自動発行機で交付します。指定用紙での発行を希望する場合は2週間前までに健康相談室へご相談ください。

5 保 険 制 度

(1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）＋通学中等傷害危険担保特約（通学特約）

正課及び課外活動中または通学途中などに発生した傷害事故を補償する保険です。

入学手続き時に修業年限分の保険料を納入し、全員が加入者です。この保険の窓口は理工学部事務部（学生厚生担当）です。国内外を問わず、事故にあった時は必ず連絡してください。

なお、留年等により正規の修業年限を超えた場合は、再加入の手続きが必要となります。保険料・保険期間を確認の上、必ず理工学部事務部（学生厚生担当）にて手続きを行ってください（*入学時配布「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」参照）。

●保険金の種類・金額

	担保範囲	保険金額		医療	入院(日額)
		死亡	後遺障害		
学研災 2,000 万円 コース	正課中 学校行事中	2,000 万円	120 万円～ 3,000 万円	0.3 万～ 30 万円	4,000 円
	上記以外で学校 施設内にいる間	1,000 万円	60 万円～ 1,500 万円	0.6 万～ 30 万円	
	学校施設外での 課外活動中	1,000 万円	60 万円～ 1,500 万円	3 万円～ 30 万円	
通学特約 「通学中」 「学校施設等と 相互間の移動中」	1,000 万円	60 万円～ 1,500 万円	0.6 万～ 30 万円		

注 1) 医療保険金は、平常の生活ができるようになるまでの治療日数に応じて異なります。

- 2) 正課・学校行事中の事故は実治療日数（実際に入院または通院した日数）が、1 日目から支払われます。また、課外活動中の事故は、実治療日数が 14 日以上、移動中の事故は、実治療日数が 4 日以上の場合に支払われます。

●保険料・保険期間（学生教育研究災害傷害保険+通学中等傷害危険担保特約）

保険期間	保険料
	理工学部
1 年間	1,000 円
2 年間	1,750 円
3 年間	2,600 円
4 年間	3,300 円

注 1) 保険期間は所定の修業年限です。

- 2) 保険期間の切れた者（留年・休学者）は、理工学部事務部（学生厚生担当）窓口にて、再加入をしてください。なお、手続方法に変更が生じた場合には、理工学部事務部（学生厚生担当）よりお知らせいたします。
- 3) 詳細は、「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」（入学時に配布）参照のこと。

(2) 学研災付帯賠償責任保険（学研賠）※インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（インターン賠）を含む

国内外での研究期間中、正課授業中、学校行事中、大学の認める就業体験（インターンシップ）中、およびその往復で、他人にケガをさせたり他人の財物を損壊したりしたことによって法律上の賠償責任を負担することになった際に生じる損害を補償します。

入学手続時に修業年数分の保険料を納入し、全員が加入者です。この保険の窓口は、「理工学部事務部（学生厚生担当）」です。

なお、留年などにより正規の修業年数を超えた場合は、再加入の手続きが必要となります。保険料、保険期間を確認の上、必ず理工学部事務部（学生厚生担当）にて再加入の手続きを行ってください。

●保険金の種類・金額

賠償責任保険概要	活動内容	
	正課、学校行事、課外活動、インターンシップ、ボランティア活動およびその往復	
補償内容	対人賠償	1 事故 1 億円限度
	対物補償	
保険料 (1 年間)	340 円	

注 1) 保険期間は所定の修業年限です。

2) 保険期間の切れた者(留年・休学者)は、理工学部事務部(学生厚生担当)窓口にて、再加入をしてください。なお、手続方法に変更がある場合には、理工学部事務部(学生厚生担当)よりお知らせいたします。

3) 詳細は、「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」(入学時に配布)参照のこと。

(3) インターンシップ・教育資格活動等賠償責任保険(インターン賠)

自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等における就業体験(インターンシップ)中や、教育実習中、ボランティア活動中、およびその往復で、他人にケガをさせたり他人の財物を損壊したりしたことによって法律上の賠償責任を負担することになった際に生じる損害を補償します。

注 1) インターン賠は、学研賠加入者であれば自動的に加入することとなります。

2) インターンシップに参加の際には、理工学部事務部(学生厚生担当・就職担当)窓口にてインターンシップ先を登録してください。登録がされていない場合には、有事の際に保険が適用できない場合があります。

(4) 加入証明書について

学研災及び学研賠は、加入証明書を発行することができます。研究機関やインターンシップ先から加入証明書の発行依頼があった場合は、理工学部事務部(学生厚生担当)窓口にて「学研災・学研賠加入証明書発行願」に記入の上、申し出てください。証明書の発行は申込み日から原則 2 日後(ただし土・日・祝日は除く)となります。

6 奨学金制度

奨学金制度は教育の機会均等の精神に基づき、日本学生支援機構をはじめ各種の団体により設けられており、学業成績・人物ともに優秀であって経済的に困窮している学生に対して奨学金を貸与または給付するものです。

奨学金関係の事務は**理工学部事務部（学生厚生担当）**で扱っています。募集をはじめ奨学金関係の連絡はすべて**UNIPA**で行いますので、**見落とすことのないよう十分注意してください**。なお、家庭の経済事情の急変などのため奨学金を希望する者は、随時、相談してください。

主な奨学金制度には次のものがあります。

(1) 特別奨学金（本学独自）

故桜井虎三郎氏の遺志により、桜井家からの寄付金及び学校法人東京電機大学からの積立金を基金として設立された奨学金です。学業成績・人物ともに優秀な本学学生で、経済的理由により修学困難な者に対して給付されます。

資格	本学部の2～4年に在学し、人物優秀で学業成績優秀、かつ学費支弁が困難な者。私立大学等経常費補助金の補助適用とした家計基準があります。
給付額	学費の一部または全額（2018年度：28万円）
給付期間	1年
募集時期	5～6月
採用者数	理工学部8名（2018年度）

(2) 大学院進学特別奨学金（本学独自）

本学学部成績優秀者の本学大学院修士課程への進学促進のための経済的支援策（経済的に修学困難な学生への支援策）として、学内推薦入試の合格者を対象に奨学金の給付を行う奨学金制度です。

資格	学内推薦入試で合格した学部生のうち、成績ならびに人物が優秀な者。本学学部生で本学大学院修士課程の9月入学者及び入学後に休学、留年をしたことがある学生は対象外です。また、大学院修士課程入学初年度において、学内外に関わらず他の給付奨学金と本奨学金を併用することはできません。
給付額	年間授業料相当額（大学院初年度のみ）
給付期間	1年間
募集時期	9～10月
採用者数	各学系1名（ただし、入学定員が160名以上の学系は1名追加する。）

(3) 東京電機大学学生救済奨学金（本学独自）

保証人（家計支持者）の経済的な理由で学費の支払いが困難となり、学業半ばにして学業継続を断念せざるを得ない学生に対して奨学金を貸与し、学業継続の機会を与えるものです。在籍期間中1回に限り貸与されます。

資 格	大学院・学部在籍する学生
貸 与 額	学費の1/2相当額
募集時期	4月と9月の年2回
採用者数	5名（2018年度）
返 還	無利子・卒業後5年間

(4) 東京電機大学学生支援奨学金（本学独自）

本学主催の海外英語短期研修への参加及び高額な教育装置の購入など自己資質向上を目的とする学生に対して、支援奨学金を貸与することにより、学生の学業・学生生活を支援するものです。在学期間中1回に限り貸与されます。

資 格	大学院・学部在学する学生
貸 与 額	30万円以内にて査定
募集時期	主として4月と9月の年2回
採用者数	2名（2018年度）
返 還	無利子・最長卒業後5年間

(5) 東京電機大学学生応急奨学金（本学独自）

本学への特定の寄付金をもって設置された奨学金です。本学の学生で人物優秀にして学業成績良好であり、かつ家計の急変により学費の支弁が困難な者に対して給付されます。

資 格	学部在学し、人物優秀で学業成績優秀、かつ学費支弁が困難な者。
給 付 額	50万円の範囲内で決定
募集時期	定期的な募集は行っていません。1年以内に家計急変があり学費支弁が困難な者で、他奨学金の貸与状況・家計急変状況・学費延納状況等から総合的に判断し、応急奨学金の趣旨に相応しい人物を採用します。
採用者数	0名（2018年度）

(6) 東京電機大学校友会奨学金（本学独自）

東京電機大学校友会が1984年度より設立した奨学金で、家庭の経済的事情の急変により学業継続が困難な学生に対して在籍期間中1回に限り奨学金が貸与されます。

資格	本学学生
貸与額	1回に納入する学費等の相当額。卒業後5年間で返還（無利子）
募集時期	随時。但し、学費に充当するため、学費納入期限以前に応募することが望ましい。
採用者数	0名（2018年度）

(7) 東京電機大学学生サポート給付奨学金（本学独自）

学校法人東京電機大学サポート募金への寄付金をもって設置された奨学金です。本学学部在学し、過去1年以内に家計急変があり、修学意欲がありながら学費支出が困難な学生に対して給付されます。奨学生に採用された学生は、大学が主催する学生行事において、他の学生生活を支援する学生ボランティアスタッフとして協力をしていただきます。

資格	学部在学し、家計急変により学費支出が困難な者で、学生ボランティアスタッフとして協力ができる者
給付額	25万円
募集時期	5月と9月の年2回
採用者数	3名（2018年度）

(8) 日本学生支援機構による奨学金

優秀な学生で経済的理由のため修学困難な者に対して貸与される奨学金で、「第一種奨学金（無利子）」と「第二種奨学金（有利子）」とがあります。

【第一種奨学金（無利子）】（2018年度）

成績基準	1年次生については、高等学校での評定平均値が3.5以上であること。 2年次生以上については、クラスの上位1/3以内の成績であること。
貸与額	自宅：2万円・3万円・4万円・5.4万円の中から選択 自宅外：2万円・3万円・4万円・5万円・6.4万円の中から選択
貸与期間	最短修業年限（4年）の終期まで。 ※奨学生として適格性を失ったときは、奨学金貸与が停止または取消される場合があります。
募集時期	原則として4月上旬

【第二種奨学金（有利子）】（2018年度）

成績基準	・成績が平均水準以上であると認められる人 ・学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込があると認められる人
貸与額	2万円・3万円・4万円・5万円・6万円・7万円・8万円・9万円・ 10万円・11万円・12万円の中から選択
貸与期間	最短修業年限（4年）の終期まで。 ※奨学生として適格性を失ったときは、奨学金貸与が停止または取消される場合があります。
募集時期	原則として4月上旬

*併用貸与……第一種奨学金の貸与のみでは学業継続が困難な者に対しては、第二種奨学金の貸与もあわせて認められる場合があります。

2018年度日本学生支援機構奨学生数（11月現在） (延人数)

学部	種類	第一種奨学金	第二種奨学金	給付奨学金	合計
工 学 部		330	634	9	973
未 来 科 学 部		185	345	10	540
システムデザイン工学部		92	133	6	231
工 学 部 第 二 部		121	163	8	292
理 工 学 部		335	652	5	992
情 報 環 境 学 部		65	123	0	188
合 計		1,128	2,050	38	3,216

(9) 各種団体による奨学金

地方公共団体、その他民間育英団体の奨学金が各種あります。詳しい内容は、募集の依頼があり次第掲示でお知らせします。ほとんどの奨学金が4月～5月に募集を行いますので、掲示を見逃さないように注意してください。このほかに大学を通さないで募集される場合もありますので、直接地方公共団体等に問い合わせることも必要です。

大学に前年度募集依頼のあった地方公共団体・民間育英団体（抜粋）

2018年度

（単位：円）

名 称	貸給	月 額	出 願 資 格
福 島 県	貸与	40,000	県内に居住する者の子女
茨 城 県	貸与	自宅外 40,000 自 宅 36,000	県内に居住する者の子女
石 川 県	貸与	44,000	県内に居住する者の子女
新 潟 県	貸与	51,000	県内に居住する者の子女
山 口 県	貸与	52,000	県内に居住する者の子女
宮 崎 県	貸与	自宅外 63,000	県内に居住する者の子女
前澤育英財団	給付	35,000	新1年次生で東京都民の子女または東京都に居住している者
池田育英会トラスト	給付	17,000	愛媛県内の高校を卒業している2年生以上の者
交通遺児育英会	貸与	40,000～60,000	交通遺児、保護者に重度の後遺障害がある者
あしなが育英会	貸与	40,000	保護者が病気または災害により死亡したり、重度の後遺障害がある者
中村積善会	給付	30,000	他の奨学金を受けていない者
日揮・実吉奨学会	給付	300,000（年額）	人物・学力ともに優秀な者
関育英奨学会	貸与	30,000	2年次生で学業・人物ともに優秀な者
守谷育英会	給付	120,000	学力優秀・心身ともに健全な者
中部奨学会	給付・ 貸与	35,000	人物・学業ともに優秀な者
フジシールパッケージ教育振興財団	給付	50,000	応用化学・機械工学・電気電子工学を学ぶ者。パッケージに興味のある者
信濃育英会	給付	個人 100,000（年額） 団体 300,000～ （年額）	ボランティア等あらゆる分野の活動を通じて明るい社会を築くために貢献している者
川本・森奨学財団	給付	25,000	学業優秀・品行方正な者
種とまと財団	給付	50,000	理工系大学の3年生、学業優秀・健康・品行方正な者
岡部亭和奨学財団	給付	30,000	大学2年生以上に在学する学業優秀・健康・品行方正な者
ダイオーズ記念財団	給付	10,000	大学2年生以上に在学する学業優秀・健康・品行方正な者
林レオロジー記念財団	給付	30,000	食品に関する学問を習得する理工系学生で学業優秀・健康・品行方正な者

7 短期貸付金制度

短期貸付金制度は、皆さんが緊急に金銭を必要とする場合に貸付をする制度で、**理工学部事務部（学生厚生担当）**で取り扱っています。

この貸付制度は、同窓会の先輩の皆さんが設けた「東京電機大学同窓会助け合い基金」をもって運用されています。

【短期貸付金の取扱い】

取扱時間	月曜日～土曜日 9：10～17：30 (休憩時間) 11：30～12：30
貸付金額	10,000円（上限）
貸付期間	1ヶ月以内（返済期日厳守）

授業期間外の取扱時間は、窓口時間に合わせて短縮または変更する場合があります。

一日に貸付できる人数には限りがあります。また、返済期限を過ぎた場合は、今後の貸付が禁止となり、遅延手数料が発生します。金銭の借用については返済の見通しを立ててから行動し、助け合い基金の趣旨に反した安易な借用は認めませんので注意してください。（遅延手数料として1ヶ月毎に貸付額の1%を徴収します）

8 賃貸アパートの紹介

本学では直接斡旋はしていませんが、錦電サービス(株)にアパートの斡旋を委嘱しています。

錦電サービス(株) 〒350-0394 埼玉県企郡鳩山町石坂
 東京電機大学 理工学部内
 TEL 049-296-2962(代)
<http://www.kinden-service.co.jp>

9 課外活動

大学の課外活動の目的は、団体の活動に参加することによって、自主性を養い、協調精神を身につけ秩序を知り、自己の人間形成に役立てることにあります。しかし、課外活動に必要な以上のエネルギーを費やし学生の本分である勉学がおろそかになるようであってはなりません。皆さんは、課外活動のこの趣旨目的を十分に把握した上で各自の個性に合った団体を選び意義ある学生生活を過してください。

10 アルバイト

本学ではアルバイトを希望する学生にその紹介を行っています。しかし学生の本分である学業が疎かになってはなりません。教育的配慮と事故防止の観点から時期と職種を制限しています。

(1) 大学宛求人票公開

本館1階エントランスホール掲示板（取扱窓口：学生厚生・就職担当）

(2) 時期の制限

通常授業が行われている期間は紹介しません（家庭教師・塾講師のみ随時紹介）。長期休業中（夏季・冬季・春季）のみ紹介となります。

(3) 職種の制限

制限職種一覧表を参照してください。

(4) 申込方法

公開されている求人票に連絡先が記載されているので、直接求人先に応募してください。

(5) 勤務上の注意

- ① 労働内容、条件などが求人票に記載されている内容と著しく異なる場合には、理工学部事務部（学生厚生・就職担当）まで申し出てください。
- ② 病気、急用、その他突発的な理由で遅刻・欠勤などする場合には、必ず勤務先へ連絡してください。安易な行動は勤務先へ多大な迷惑をかけるばかりでなく、自分の信用を落とすこととなりますので特に注意してください。
- ③ 勤務先におけるいかなる事故に対しても、大学は一切責任を負いません。

新入生へ
 学生生活
 学修案内
 共通
 RU
 RB
 RD
 RM
 RE
 RG
 HP
 履修案内
 資格・免許
 教職課程
 事務取扱い
 学籍・学費
 生活案内
 各種施設
 就職・進学
 学則・規程
 沿革
 校歌・学歌
 キャンパス案内

制 限 職 種 一 覧 表

	具体例	理 由 及 び 参 考 事 項
危険を伴うもの	●プレス、ボール盤、旋盤、裁断機など自動機械の操作	危険事故が伴う。 (例外…理工系でその専攻に役立つもの)
	●高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い(助手も含む)	免許を必要とし、高度の危険度がある。
	●自動車、単車の運転、自転車による重量物(30kg以上)の配達	最近の厳しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ、刑事責任まで負うことになる。
	●線路内や交通頻繁な路上での作業(測量、白線引き、交通整理)	
	●土木・水道工事現場作業	
	●建築中の現場作業、建物倒壊、残材片付作業	落下物・転落等の危険度が大きい(内装工事は除く)。
	●2階以上の高所での屋外作業(ガラス拭き、器具取りつけ等)	
	●ヘルメット着用が必要とされる作業	
	●警備員	会場整備、誘導、受付は除く。
	人体に有害なもの	●農薬、劇薬など有害な薬物の扱い(メッキ作業、白蟻駆除等)
●特に高温・低温度の作業		
●塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業		
法令に違反するもの	●労働争議に介入するおそれのあるもの	職業安定法 20 条参照
	●営利職業斡旋業者への仲介斡旋	職業安定法の趣旨(雇用関係の成立の斡旋)に反する。
	●マルチ・ネズミ講商法に関するもの	無限連鎖講の防止に関する法律参照
	●出来高払(一定額の賃金の保証のないもの)	労働基準法 27 条参照
	●募集・採用の対象を男性のみ又は女性のみとするもの	男女雇用機会均等法参照
	●募集・採用の人数を男女別に設定するもの	
●募集・採用に当たり、性別により異なる条件を付すもの		
教育的に好ましくないもの	●街頭でのチラシ配り、ポスター張り	内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。
	●不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査	相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。
	●訪問販売、勧誘、専門におこなう集金	
	●競馬、競輪場等、ギャンブル場内の現場作業	
	●バー、クラブ、マージャン、パチンコなど風俗営業の現場作業、長期継続の深夜作業	
	●深夜作業	
	●選挙の応援に関連する一切の業務	大学としては特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。
望ましくない求人	●スパイ行為、興信所業務に類する調査	
	●人命にかかわることが予想される業務	水泳指導員、監視員、ベビーシッター等
	●労働条件が不明確なもの	賃金、時間、場所、労働内容、支払方法等に関することが明示されていないもの。登録制によるもの。
	●人員の限定を条件とするもの	例えば 10 人中 1 人でもかけると他の 9 人を不採用とするようなもの。
	●学生を紹介しても採否の連絡が無かったり、正当な理由なく採用されないことがしばしば繰り返されるもの	
	●大学の判断により好ましくないもの	

11 後援会

1. 後援会について

後援会は学生の父母（または、保証人）と教職員が会員となり、会員の中から選出された役員により、学生が充実した楽しいキャンパスライフを過ごせるように様々な事業をおこなっています。

また、後援会の事業は会員の皆様からの会費によって運営されています。

2. 後援会の事業

・父母懇談会の開催

各キャンパス及び全国各地（10会場・2018年度実施）で開催をしています。父母懇談会では、会員へ大学の現況報告をお知らせし、教職員と面談する機会を設けています。父母懇談会は父母同士の意見交換や懇親の場でもあります。

・『父母のための東京電機大学ガイド』の発行

・会誌『学苑』の発行

年に3回、会員へ郵送しています。学苑には、学生生活の報告、教育・事業の報告、大学行事の報告等が掲載されています。

・メールマガジン配信

『学苑』でお伝えしきれない内容や緊急連絡等をメールマガジン登録会員（父母）へ配信しています。

・クラブ活動への補助

委員会・クラブ・同好会の課外活動に対し、補助金による支援を行っています。

・学園祭・体育祭への補助

旭祭（東京千住キャンパス）、鳩山祭（埼玉鳩山キャンパス）及び全キャンパスが一同に集う合同体育祭に補助金による支援を行っています。

・キャリア・就職支援

学生と本学卒業生が懇談し、卒業生の活動状況と将来計画の相談等を行う『仕事研究セミナー』の開催に対して補助金による支援を行っています。

・国際交流への補助

学生と留学生との交流をはかるため、特に国際センターHPの留学促進ページの更新など、学生へ海外留学の魅力を広報することに対して補助金による支援を行っています。

後援会のホームページ

http://www.soe.dendai.ac.jp/gakusei/G_supporter_association/supporter_association.html

12 校 友 会

校友会は学園各校（大学院、大学、短期大学、高等学校、中学校、電機学校）の同窓会で構成され、卒業生と在学生在が会員となっています。

1. 在学生在（在学会員）支援

校友会は、学園祭・合同体育祭やクラブ活動等への資金補助、奨学金貸与、就職活動支援といった支援を行っています。特に校友会の各県支部や職域電機会（同じ職種・企業の同窓会）は、就職活動の際、皆さんの力になると思います。

2. 東京電機大学校友会奨学金

本奨学金は、在学生在（在学会員）の本人または保証人の事情により学費等校納金の支払いに困難が生じた場合、校友会が貸与するものです。

貸与を希望する方は、学生アドバイザーまたは事務部（学生厚生担当）に相談してください。

【受付】 学園各校の学費等納入期限の10日前まで

【審査】 書類審査と面接により貸与を決定します

【貸与】 学費（授業料及びこれと同時に納付する金員を含む）の1/2相当額

【返還】 卒業から半年経過した後、5年間の元本均等返済（一括返済可・無利息）

3. 大学同窓会の活動

大学同窓会はOB・OG会やクラス会の援助だけでなく、学園や校友会と連携して在学生在（在学会員）を支援しています。主な活動は次の通りです。

(1) 在学生の活動支援

団体・個人を問わず、クラブ活動、研究活動、競技会への出場、ボランティア活動といった活動の資金補助をしています。要申請です。

(2) 優秀団体表彰

丹羽初代学長が大学同窓会へ寄せた基金により、クラブ活動支援を目的として、学園祭開催に合わせて「丹羽賞」「同窓会奨励賞」授与式を開催し、優秀な学生団体を表彰しています。

【丹羽賞】 過去1年間に優秀な成績をあげた学生団体に授与。

【同窓会奨励賞】 丹羽賞の対象ではないが、地道に活動を続けている学生団体に授与。

(3) 就職活動支援

毎年1月・2月に学園と協力して、“就職セミナー”を開催しています。産業界で活躍している先輩による就職進路相談は、就活生から好評を得ています。

4. 校友会を訪ねてください

校友会は東京千住キャンパス1号館2階にあります。先輩のこと、出身地の校友会支部のことなど、知りたいことがありましたらお気軽にご相談ください。

一般社団法人 東京電機大学校友会

〒120-8551

東京都足立区千住旭町5番 東京電機大学 東京千住キャンパス 1号館 2階

TEL : 03-5284-5140 E-mail : kouyukai@jim.dendai.ac.jp

FAX : 03-5284-5187 URL : http://www.tduaa.or.jp/koyu/

業務時間 9:00 ~ 17:00

13 東京電機大学シーサート (TDU-CSIRT)

CSIRT (Computer Security Incident Response Team : シーサート) とは、コンピュータセキュリティにかかるインシデントに対処するための組織の総称で、本学には東京電機大学シーサート (TDU-CSIRT) が設置されています。

TDU-CSIRT は、本学と本学のブランド価値を守るため、情報セキュリティに関する対応・対策窓口を提供すると共に、インシデント対応および発生の予防を支援することにより、学内外のセキュリティ向上に貢献することを目的として活動しています。

(1) インシデントの通報案内

近年は、本学に向けた各種サイバー攻撃も非常に高度化・多様化しており、日常的に学内のコンピュータを狙った攻撃に晒されています。本学に関する情報漏洩、標的型攻撃、Web サイトの改ざんなどのインシデントを発見された場合は、E-mail にて TDU-CSIRT へ通報をお願いいたします。

【 情報セキュリティインシデント発見時の通報連絡先 】 tdu-csirt@csirt.dendai.ac.jp

■ 取り扱うインシデント対象範囲

TDU-CSIRT では、次のような情報セキュリティインシデントを取り扱い、インシデント対応を行います。

1. 情報漏洩

本学が管理する重要な情報 (例えば個人情報等) について、情報漏洩、盗難および紛失、またはこれらの可能性が疑われる事案が発生した場合

2. 標的型攻撃

標的型攻撃の発生または発生が疑われる事案が起きた場合

3. Web サイトの改ざん

本学が管理する Web サイトの改ざんが発生した場合

4. DoS (Denial of Service) 攻撃

本学に対して DoS 攻撃が発生した場合、外部に対して本学が管理するサーバ等が DoS 攻撃の攻撃元となる事案が発生した場合

5. 不正侵入

本学が管理するサーバ等へ不正侵入し、踏み台として、さらに組織の内部に侵入しようとしたり、外部の他組織を攻撃したりする事案が発生した場合

6. 不審なシステムダウン

本学が管理するサーバ等への不正侵入等による不審なシステムダウンが発生した場合

7. その他

その他、本学の情報セキュリティを脅かす事案が発生した場合

(2) Web サイトによる各種情報提供

TDU-CSIRT では Web サイトで次のような情報を発信・提供しています。定期的に確認し、セキュリティ向上に活用してください。

- ・学内外に向けたセキュリティに関する注意喚起情報
- ・コンピュータやソフトウェアに関する脆弱性（ぜいじゃくせい）情報
- ・セキュリティ向上を目的とした啓発情報

■ TDU-CSIRT Web サイト

<https://www.csirt.dendai.ac.jp/>

The screenshot shows the TDU CSIRT website interface. At the top, there is a navigation menu with links for Home, About TDU-CSIRT, Information Disclosure, and Intra-university Pages. Below the menu, there is a section for 'Notice of Security Alerts' (注意喚起情報) with a list of recent alerts. The alerts include information about Mirai botnet activity, WebMail updates, Apache Struts vulnerabilities, Apple ID phishing, mailbox capacity, and Petya malware. There is also a 'Notice' (お知らせ) section with news about a cybersecurity symposium and university affiliations. On the right side, there are logos for CSIRT Japan, JPCERT/CC, and JVN. At the bottom, there is a banner for 'Information Ethics' (情報倫理) and a warning about malware prevention.

ハラスメント防止宣言

STOP! HARASSMENT

ハラスメント防止宣言

東京電機大学は、個人の人格と人権が尊重され、それぞれの能力が最大限に発揮されるような、自由な学問と教育の場であることをめざしています。そのためには、すべての学生・教職員が教育・研究などの諸活動を進められるよう、安全で快適な環境を整えていくことが重要であると考えています。

人間関係において、相手を差別したり、性的な対象として心理的・身体的に傷つけたりすることは絶対にあってはならないことです。

埼玉鳩山キャンパスでは、ハラスメント相談受付窓口を設け、相談内容に応じて適切なハラスメント相談員を紹介します。キャンパス対策委員長は、必要に応じて、キャンパス調査委員会を設置して事実関係を調査し、ハラスメントの防止および問題解決に取り組むことを宣言します。



TDU 東京電機大学
 TOKYO DENKI UNIVERSITY

ハラスメント防止
 鳩山キャンパス対策委員会

ハラスメント相談受付窓口は、
 ・学生相談室 ・健康相談室
 ・学生厚生担当 ・教務担当
 です。

What's HARASSMENT?

「ハラスメント」とは、相手に不快感や脅威を感じさせる不適切な言動のことを意味します。

教職員と学生、サークルやゼミの先輩と後輩など立場を利用したものだけでなく、同級生同士でも相手が不快に感じる言動は「ハラスメント」になります。



セクシュアル・ハラスメントとは

相手の意に反して行われる性的な内容の発言や行動を意味します。

- 性的な関係・交際・行為を強要する
 - 身体に触れる
 - 身体的特徴について話題にしたり、視線を浴びせたりする
 - 性的な話題を聞かせたり、あるいは聞き出そうとする
- 基本的には「対価型」と「環境型」の2つに分けられます。

対 価 型

対価型とは、強い立場を利用して相手の処遇に便宜を図る対価として性的要求をしたり、弱い立場の人がそれを拒否した場合、その人を不利な状態に陥らせたりするものを言います。

- 成績評価や指導面、処遇面などの条件に性的関係を迫る。
- 酒席や交際を断られたこと等を理由に成績評価や指導面、処遇面などについて不当な扱いをする。

環 境 型

環境型とは、周囲の人が不快になるような性に関する文書・写真を掲示したり、言葉や行為などによって環境を悪化させることを言います。

- 卑わいな冗談を言ったり、異性の差別的発言をする。性的な噂を流したり、個人的な性的体験談を話したり、聞いたりする。
- ノードポスターやわいせつ図画等を掲示、配布したり、パソコン等に卑わいな画像を表示する。

これは、セクハラ!

- 相手の身体を上から下までジロジロ見つめる。
- 相手の髪・肩・背中・腰など身体を不必要に触る。
- 相手のスリーサイズを聞く、身体的特徴を話題にする。
- 異性との仲を噂する。
- 講義中に教員が卑わいな発言や、差別的な発言をする。
- コンパの席で男性教員(先輩)の横に女子学生を必ず座らせ、お酌をさせる。
- 食事やデートにしつこく誘う。性的な内容の電話をかけたり、手紙やメールを送る。

これもセクハラかも・・・

- 挨拶代わりに毎日、肩をたたく。
- 「男のくせに根性がない」、「お茶を入れるのは女の仕事」、成人に対して「男の子・女の子」、「おじさん・おばさん」など人格を認めないような呼び方をする。
- 「いいプロポーションだね」、「ミニスカートが魅力的だね」と言う。
- 「何で結婚しないの?」、「子供はまだなの?」と聞く。

＊アカデミック・ハラスメントとは＊

教育・研究の場における権力を利用した嫌がらせ、差別、人格を傷つける発言などを指します。



これはアカハラ！

- 卑わいな発言に抗議したら、「冗談の通じないやつには単位をやらな
- い」と言われた。
- 「お前はやっぱりダメだ」と言って指導を放棄された。
- 「大学をやめろ」とか「卒業させない」と必要以上に何度も言われた。
- 同じ研究チームなのに、理由もなくはずされたり、理由もなく論文著者名の変更などされた。

大切なのは相手の判断

あくまでも相手の受け止め方によるものであり、言動を受けた者が不快に思うかどうかによって判断されます。

拒否または、服従したかどうかは問題になりません。

＊もし、あなた自身がハラスメントを受けていると感じたら＊

- 勇気をもって、「NO」の意思表示をしましょう。相手に言葉ではっきり伝えることが大切です。
- 誰から、いつ、どのような被害を受けたかなど、できるだけ詳しく記録しておきましょう。
- 信頼できる周囲の人に相談しましょう。

＊ハラスメントの現場に居合わせたなら＊

周りの人にも
できることがあります

- 自分の周囲で被害にあっていない人がいたら、毅然として「いけない」とはっきり言いましょう。
- 被害にあっていない人の相談にのりましょう。必要な場合は証人になることもできます。
- 解決が難しいと感じた場合は、ハラスメント相談受付窓口に行くように勧めたり、必要に応じて同行しましょう。

＊加害者にならないために＊



私たちは、誰でもハラスメントの被害者になる可能性があると同時に、加害者になる可能性もあります。自分でも気がつかないうちに相手に不快な思いをさせたり、相手の心をひどく傷つけているケースも多々あります。その場合、必ずしも相手が不快の念を表明するとは限りません。対等でない立場にいる場合、相手に遠慮して話せない心理状態に追い込まれていることも考えられます。

ハラスメントを起こさないために、日頃から相手の気持ちを気遣うように心がけ、日々の自らの言動をチェックし、お互いを尊重し、認め合う関係を築くよう心がけることが大切です。

新入生へ
学生生活
学修案内
共通
RU
RB
RD
RM
RE
RG
HP
履修案内
資格・免許
教職課程
事務取扱い
学籍・学費
生活案内
各種施設
就職・進学
学則・規程
沿
革
校歌・学生歌
キャンパス案内

第 10 章 各種施設

新入生へ

学生生活

学修案内

共通

R U

R B

R D

R M

R E

R G

H P

履修案内

資格・免許

教職課程

事務取扱い

学籍・学費

生活案内

各種施設

就職・進学

学則・規程

沿

革

校歌・学生歌

キャンパス案内

1 スポーツ施設

各種スポーツ施設は、理工学部の学生や教職員の健康や体力増進のために、体育館やグラウンドをはじめ多くの方の好みに合ったスポーツが実施できるようにつくられた施設です。効率よく、気持ちよく利用するために以下の利用方法に従ってください。

1. 利用方法

体育の授業以外の時間帯に使用できます。利用可能な施設と時間帯を確認して利用計画を立て、学生厚生担当において所定の手続きをし、スポーツ施設の利用許可を受けてください。ただし、授業や学内行事が優先となります。

利用申込みは、**公認学生団体は使用日の14日前**、**一般学生は7日前**から可能です。**テニスコートの一般学生の利用は1人1面3時間まで**です。長期休業の際の申込みについては、別途UNIPAでお知らせします。

テニスコート、多目的コートは許可を得た使用願を理工学部受付に提示し、鍵を借りて利用してください。

2. 施設利用の心得

- ・ 体育館 土足は禁止します。下足箱に靴をおき、館内は館内用シューズを履いてください。スリッパでの運動は禁止します。
- ・ テニスコート テニスシューズかそれに類する物を履いてください。使用後はネットをゆるめてください。
- ・ グラウンド 雨天時や雨天後などグラウンド状態不良の場合は、原則、使用を禁止します。
- ・ 更衣室 自由に使用できますが、ロッカーを私物化しないようにしてください。またロッカーには、**貴重品や高価な物は絶対に置かず各自で貴重品ロッカーを利用する**か携帯してください。ロッカーを含め体育館内に放置された私物は定期的に撤去します。
- ・ ごみは必ず持ち帰るかごみ箱に入れてください。
- ・ 施設使用後は、モップがけ、トンボ、コートブラシなどで必ず整備を行ってください。
- ・ **盗難防止のため、貴重品等の管理には各自で十分に注意してください。**

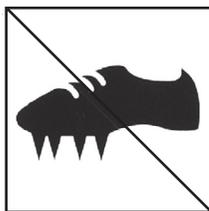
埼玉鳩山キャンパス総合グラウンド

人工芝 使用上の注意

総合グラウンドは、平成29年度「理工学部開設40周年記念事業」として、新しく、全天候対応のグラウンドに生まれ変わりました。

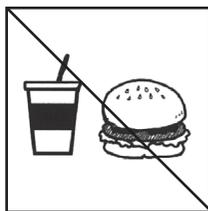
総合グラウンドをいつも快適なコンディションで使用できるよう、大切に使用してください。

使用可能なシューズ



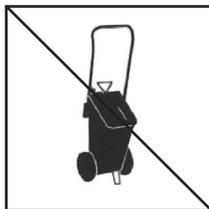
金属製スパイク・ハイヒールでの入場は禁止します。ただし、100mレーンは、陸上競技用金属スパイクの使用が可能です。

飲食の禁止



グラウンド内では、水分補給以外の飲食は禁止します（水以外のスポーツドリンク・ガム・飴も含まれます）。

ライン引き



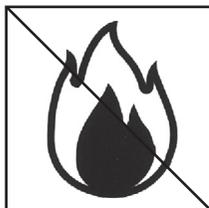
専用パウダー以外のライン引きは禁止します。（石灰は使用厳禁）ラインを引く際は、事前に学生厚生担当へ相談してください。

靴底の泥・ゴミ



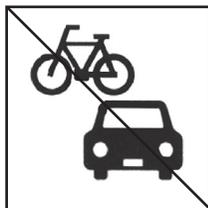
靴底に付着した泥・ゴミをきれいに落としてから入場してください。また、退場の際は、チップを払い落としてください。

火気の使用禁止



火気の使用は禁止します。また、喫煙および高温になる器具等の持ち込みも禁止します。

車両の進入禁止



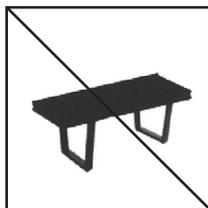
自転車・バイクも含め、車両の進入を禁止します。ただし、救急車・整備車両等は除きます。

ゴルフ等の禁止



ゴルフ等の人工芝を傷める行為は禁止します。

重量物の設置



ベンチ・サッカーゴール等の重量物を長期間設置することは、人工芝が損傷しますので禁止します。やむを得ない場合は、ゴムマット等を敷いて養生の上、使用してください。

2 総合メディアセンター

総合メディアセンターでは、学生と教職員の教育・研究活動のために、学園全体にさまざまなサービスを提供しています。総合メディアセンターのサービスは、全てのキャンパスにおいて1つのパスワード（共通パスワード）で利用することができます。

1. 学生証

総合メディアセンターのサービス（図書資料の貸出、コンピュータの利用（印刷）、入退室管理等）を利用するときに必要です。学内では必ず学生証を首から下げるようにしてください。

2. パスワード

パスワードは、総合メディアセンターの各種サービスとポータルサイト（UNIPA）を利用するために必要です。パスワードは、パスワードガイドラインをよく確認して安全性の高い設定とするとともに、他人の目に触れないように責任を持って管理してください。

【パスワードの使い回し禁止】

学外サービスと同じパスワード（類似したもの、法則性のあるものも同様）には設定をしないでください。学外サービスでパスワードが漏れてしまえば、同じパスワードを使っている学内外の全てのサービスが不正に利用されてしまう恐れがあります。

【安全性の高いパスワードを設定】

パスワードの安全性を高めるには、他人から推測されにくくツール等で解析がされにくいように、様々な文字種を利用してパスワードを長くすることが重要です。

【パスワードは厳重に管理】

パスワードは、他人に知られたり、忘れたりしないように厳重に管理してください。例えば、パスワードをPCに付箋等で貼り付けたり、他人に教えたりしてはいけません。

【初期パスワードは速やかに変更】

あなたの個人情報を守るためにも、初期パスワードが発行されたら速やかに変更してください。初期パスワードは発行後一定期間が経過すると利用できなくなります。

3. サービス時間

場所		月～金	土	長期休業期間
アクティブラーニングゾーン	1号館1階	9:00～20:10	9:00～18:00	9:00～16:30
図書閲覧室	1号館2・3階			
第1・2実習室	2号館1階	9:15～20:00	9:15～16:50	
プリントルーム				
パソコン教室	本館1階	9:15～19:20	閉室	

※都合により変更になる場合があります。詳細は、総合メディアセンターのWebページもしくは掲示を確認してください。

総合メディアセンターの Web ページ
<https://www.mrcl.dendai.ac.jp/>

各サービスのメニューが表示されます。見たいサービスやカテゴリをクリックしてください。

4. 利用上の注意

- 環境保持のため、施設内に飲食物を持ち込むこと・喫煙は堅く禁止します。
※ただし、蓋のできる密閉容器に入った飲み物に限り、持ち込みを認めています。
- 総合メディアセンター施設内には、濡れたままの傘を持ち込むことを禁じています。
濡れた傘は、備え付けの傘袋に入れて持ち込んでください。
- 他の利用者の迷惑とならないようマナーを守って利用してください。
- 携帯電話の通話は禁止します。どうしても使用したいときは、総合メディアセンター施設から退出して使用してください。
- 総合メディアセンター内ではスタッフの指示に従ってください。指示に従わない場合は退出していただきます。
- 総合メディアセンターの施設及び資源は、教育・研究を目的としたものです。目的以外に利用した場合、その他、不正行為を行った者は、学則に則って処分します。

5. 図書サービス

(1) 図書資料の貸出

借用したい図書資料に学生証を添えて、カウンターへ提出してください。自動貸出機を利用して貸出手続きをすることもできます。また、他キャンパス所蔵の図書資料も、取り寄せて利用することができます。

■貸出冊数と貸出期間

対象	貸出冊数	貸出期間
学部 1～3 年生	5 冊	2 週間
卒業年次生（学部 4 年生）	10 冊	1 ヶ月
大学院生	10 冊	1 ヶ月

※予約者がいなければ、貸出期間の更新ができます。返却期限日までに手続きをしてください。
更新は、自動貸出機を利用するか、図書 Web ページから ID とパスワードを入力するだけで簡単に手続きすることができます。

[注意！]

図書資料を延滞した場合、返却の遅れた日数分貸出停止となりますので注意してください。
なお、借用中の図書資料を紛失したり汚損した場合には、弁償していただきます。

■館内利用の資料

1	禁帯出の赤ラベルが貼ってある図書資料
2	雑誌
3	修士論文及び博士論文（一部複写不可のものもあり）
4	視聴覚資料（DVD など）
5	貴重書

※表にある 1～4 の他キャンパス資料は取り寄せが可能です（2 の雑誌は一部取り寄せ不可のものもあり）。カウンターで手続きをしてください。

■コピーについて

図書資料のコピーは図書館内の複合機を利用してください。著作権に関しては、利用者が全責任を負うものとします。

※著作権に関する注意（著作権法第 31 条より抜粋）

図書館においては、次に掲げる場合には、図書資料を複製することができる。

図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合

(2) 図書資料の返却

借用図書は、定められた期日までに返却してください。返却はどのキャンパスでも可能です。返却期限日は、図書 Web ページから簡単に確認することができます。卒業・退学・除籍・転学などの場合は、貸出残余期間にかかわらず即時返却してください。

休館日、開館時間外の返却は、ブックポストを利用してください。ブックポストは、各キャンパスの総合メディアセンター正面出入口に設置されています。

(3) 図書資料の購入

購入希望の図書資料は、図書 Web ページから依頼することができます。購入不可の場合と、購入後貸出可能となったときに、メールで連絡します。

(4) 図書資料の予約

図書資料は、図書 Web ページから予約することができます。図書資料が到着したらメールでお知らせします。貸出可能日以降にカウンターへ取りに来てください。

	所属キャンパスの資料	他キャンパスの資料
予約できる資料	貸出中のもの	貸出中のものも含めて全て
貸出可能日	総合メディアセンターからのメールの発信日	
取り置き期間	7 日間	

※資料が各キャンパスに届くまでの日数

埼玉鳩山 ⇄ 東京千住 1～2日

※状況によって日数が変更になる場合があります。

(5) 各種サービス

レファレンスサービス	図書資料及び利用方法に関する質問、学内（外）の情報検索等についてカウンタースタッフが相談に応じます。
相互利用サービス	必要な資料が本学にない場合は、学外諸機関、他大学図書館等を調査して文献の複写・図書資料の貸借依頼や利用案内、紹介をします。
検索サービス	本学で所蔵している図書資料は、OPACで検索ができます。図書館内の館内OPAC端末及び総合メディアセンターの図書Webページから利用してください。
当日貸出サービス	グループスタディ（予約制）の利用や、プロジェクター・ノートPCなどの各種機器、USB扇風機・ひざかけなどの貸出を行っています。

[Webによるお知らせとサービス]

<https://lib.mrcl.dendai.ac.jp/>

図書Webページで以下の情報を公開、サービスを提供しています。

- 資料検索
- 図書資料予約
- 返却期限の確認（自分が借用している図書資料の返却期限の確認）
- 借用図書の貸出期間の更新
- 文献複写・図書資料貸借依頼（他機関へ依頼の場合は有料）
- 図書購入依頼（購入希望図書の申込）
- 新着図書情報
- ベストリーダ情報（よく利用される図書資料）
- オンラインジャーナル（IELOnline、ACMPortal、他多数）
- 各種データベース
- 電子図書館

[メールによるお知らせ]

図書サービスに関する連絡は主にメールで行っています。メールはすべて学籍番号宛になります。学生の場合は“学籍番号@ms.dendai.ac.jp”です。

以下のような連絡をメールで行いますので、常に確認してください。

- 予約図書資料到着のお知らせ
- 貸出・更新・返却履歴（前日分）のご案内
- 返却期限日のお知らせ（返却期限日の1日前に連絡）
- 延滞のお知らせ（返却期限日以降に連絡）

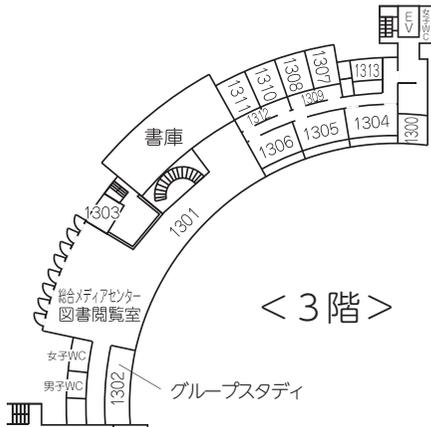
○文献複写・図書資料貸借到着のお知らせ

○購入希望図書到着・却下のお知らせ

図書サービスに関するお問い合わせは下記まで

場所：図書閲覧カウンター（1号館3階・1階）

メール：h-library@mrcl.dendai.ac.jp



< 3階 >



図書閲覧室



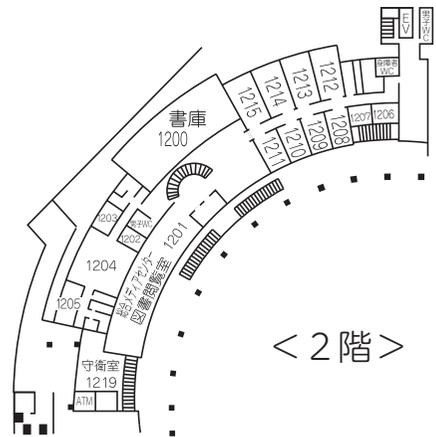
グループスタディ



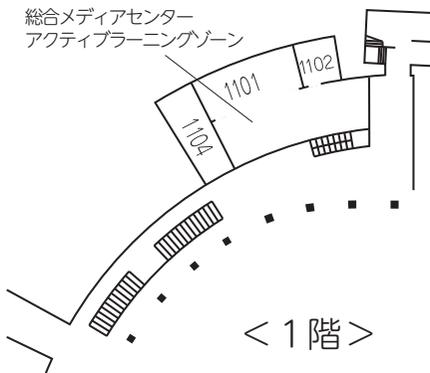
ブラウジングコーナー



エントランスホール



< 2階 >



< 1階 >



アクティブラーニングゾーン

6. コンピュータサービス

総合メディアセンターでは、コンピュータ関連のシステムを数多く整備しています。ここでは、皆さんが直接利用するシステム、サービスを紹介します。

(1) コンピュータサービスの利用にあたっての注意事項

本学では、「東京電機大学学生向けセキュリティガイドライン」を策定し、学生がコンピュータ、携帯情報端末やネットワークを利用するにあたって遵守すべき事項をまとめています。

セキュリティガイドラインの内容を十分に理解し、コンピュータサービスを適正かつ安全に利用するようにしてください。

以下の行為は、厳禁です。

- 法令や公序良俗に反するコンテンツの表示
- 著作権などの第三者の知的財産権を侵害したり、侵害を助長する行為
- 大学のサーバーやネットワークに負荷を生じさせる行為
- ネットワークの帯域を占有する行為
- ほかのコンピュータやネットワークに損害を与える行為
- 研究、教育と全く関係の無い利用

特に、次の点に注意してください。

- 「P2Pタイプのファイル共有プログラムの利用厳禁」
- 「ネットワーク対戦ゲーム等の利用厳禁」
- 「電子メールでの大量ファイルの送受信厳禁」

ガイドラインに違反する場合、総合メディアセンターの管理するコンピュータやネットワークの利用を停止する場合があります。さらに悪質な場合には学則に則って処分します。

(2) ユーザ端末システム

総合メディアセンターが管理運用しているPCです。共通パスワードで全キャンパスのユーザ端末システムが利用できます。

授業が実施されていないパソコン教室や各実習室は自習開放しています。また、自分のPCからユーザ端末システムと同等な環境を利用できるリモートサービスも備えています。授業・研究で利用するための多種多様なソフトウェアがインストールされていますのでご活用ください。

ただし、システム保護のため、ソフトウェアのインストールや各種設定の変更等はできませんのでご了承ください。

(3) プリントシステム

ユーザ端末をはじめ、学内ネットワークに接続されたPCから利用できるオンデマンド方式の印刷環境です。プリント・コピー・スキャンができる複合機やモノクロ・カラー大判プリンタがあります。ただし、教育・研究目的以外の利用は禁止しています。

プリントシステムはプリントポイントによる印刷管理を行っています。毎年度初めに各ユーザに初期のプリントポイントとして1,000ポイントを付与し、利用の度に利用種別に応じたプリントポイントが消費されます。プリントポイントの追加には、申請が必要です。必要ポイント数の「総合メディア印刷ポイント」を証明書自動発行機で購入し、総合メディアセンター窓口へ提出してください。年度末に残ったポイントは、翌年度へ繰り越しされます。

参考) ユーザ端末、プリンタ設置台数

場所	室名	ユーザ端末	複合機	モノクロ大判	カラー大判
1号館1階	アクティブラーニングゾーン	36台	3台		
1号館2階	図書閲覧室	6台	1台		
1号館3階	図書閲覧室	2台	1台※		
本館1階	パソコン教室	182台	4台		
2号館1階	第1実習室	22台	1台		
	第2実習室A	22台	1台		
	第2実習室B	22台	1台		
	第2実習室C	22台	1台		
	プリントルーム	8台	1台	1台	2台
12号館1階	アトリウム		1台		1台

※1号館3階図書閲覧室に設置している複合機は、課金制複合機です。

※設置場所や設置台数は変更する場合があります。最新の情報はWebページで確認してください。

(4) メールシステム

学生には入学と同時にメールアドレスが付与されます。

メールアドレスは、“**学籍番号@ms.dendai.ac.jp**”です。Webメールシステムも提供しています。自宅、外出先から、Internet ExplorerなどのWebブラウザが使える環境があればメールの送受信が可能です。また、メールを他のメールアドレスや携帯電話に転送するよう設定ができます。

大学からのお知らせが個人宛に送られてきますので、日々確認してください。マナーを守り、コミュニケーションツールとして利用してください。

(5) ネットワーク

■無線LAN

学内の各教室、ラウンジ、食堂などで無線LANが利用できます。

■情報コンセント

以下の場所に情報コンセントを備えています。

建物	設置場所
2号館	1階 第2実習室前
3号館	1階 LL教室
本館	1階 情報端末コーナー 2階 第1・2メディア教室、情報端末コーナー
12号館	1階 アトリウム情報端末コーナー、124教室 2階 221教室 3階 321教室

※利用に際しては認証が必要になります。利用方法につきましては Web ページを確認してください。

【インターネット／SNSの利用について】

- インターネットを経由して学外のコンピュータへ接続することは、学外の他機関の通信用コンピュータや専用回線などを利用することになります。快適な利用をするために、無駄な接続やデータ転送をしないよう心がけて利用してください。
- 総合メディアセンターでは快適な利用ができるように、ネットワークの利用状況を常時モニタリングしています。
- メールアドレスを間違えたり、むやみに大量のデータを送受信しないでください。
- インターネット上の情報（文章・画像・音声等）の取り扱いは、著作権を侵害しないよう細心の注意を払ってください。また、「学内ネットワークを利用した営利行為」「迷惑メールの発信」「個人・特定団体への誹謗・中傷」「著作権侵害行為」などの悪質な行為は、学則に則って処分します。
- コメントの書き込みや記事の投稿が可能なソーシャルメディアを利用する場合には、不用意な言動が、あなた自身や家族に深刻な状況をもたらすことがあります。

投稿内容はさまざまな地域や立場の人たちが目にします。それぞれ文化的背景や価値観を持っている人たちです。ある人には問題のない言動であっても、別の人に対しては攻撃的であったり、配慮に欠けた言動と捉えられる場合があります。投稿する話題の選び方、言葉遣いと表現には注意しましょう。

(6) ソフトウェアライセンス

学生所有の PC においても大学で契約しているライセンス形態に応じて、利用できるソフトウェアがあります。Microsoft 製品、ウイルス対策ソフト、Mathematica、MATLAB、ChemDraw 等ソフトウェアによりサービス内容が異なりますので、詳しくは Web ページを確認してください。

(7) PC 周辺機器貸出サービス

以下の PC 周辺機器を貸し出しています。必要な場合には窓口まで申し出るようにしてください。

- 外付け DVD ドライブ
 - ヘッドセット（授業利用優先）
 - LAN ケーブル（1 m）
 - カードリーダー（SD カード、MS、CF 等対応）
- 貸出日当日に返却してください。

(8) サイネージ（電子掲示板）

本館等にはサイネージ端末が設置されています。サイネージには大学からのお知らせ等が表示されますので確認してください。

(9) 相談、申請

■ PC 操作やプログラム作成時のエラーなどで困ったとき

本学の大学院生が白衣を着用し利用相談員として勤務しています。

期間：授業期間中

時間：月～金 9：30～18：20

場所：プリントルーム（2号館1階）

■ 各種申請手続き

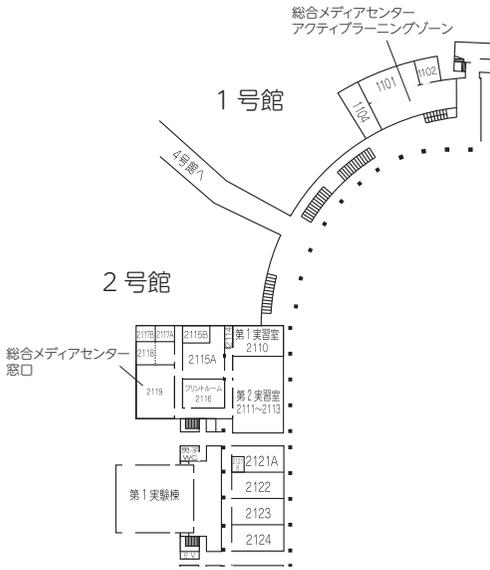
総合メディアセンターへの申請手続きは、総合メディアセンター窓口（2号館1階2119室）にて受け付けています。

- プリントポイント追加申請
 証明書自動発行機で「総合メディア印刷ポイント」の購入が必要です。
- 共通パスワード再発行申請
 パスワードを失念した場合は、再発行の申請が必要です。

場所：総合メディアセンター窓口（2号館1階）

メール：h-computer@mrcl.dendai.ac.jp

全体図



第1・2実習室



プリントルーム



パソコン教室



東京電機大学情報システム利用者パスワードガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、学校法人東京電機大学情報戦略ポリシーに基づき、本学の情報システムを利用する際のパスワードに関し、利用者が予め理解しておくべき事項を示すことを目的とする。

パスワードは他人に知られると利用者本人の個人情報漏洩だけでなく、漏洩したパスワードを使って本学の情報システムを不正に利用されたり、犯罪などに悪用されたりする危険性がある。

本学の情報システムを利用する者は、パスワードの重要性を十分に理解し、他人から推測されにくく解析されにくい安全性の高いパスワードを設定すること、学外サービスとの間でパスワードの使い回しをしないこと、他人の目に触れないようにパスワードを管理することなど、責任を持って自己のパスワードの適切な管理と利用を行わなければならない。

2. パスワードに係る全般的な注意事項

2.1. 初期パスワードの変更

利用者は、アカウントが発行されたら直ちに初期パスワードを自己のものに変更すること。初期パスワードのまま情報システムの利用を継続してはならない。なお、初期パスワードは発行後一定期間が経過すると利用できなくなるので、その前に変更すること。

2.2. 安全性の高いパスワードの設定

安全性の高いパスワードは、他人から推測されにくく、ツール等によるデータ解析で割り出しにくいものである。攻撃者がパスワードを解析する方法には、インターネット上で流したパスワードを試す「リスト型攻撃」、文字の組み合わせを全て試す「総当たり攻撃」、パスワードによく使われる文字列を試す「辞書攻撃」などがあり、これらからパスワードを守るにはデータ解析に時間がかかり、パスワードを探し当てるのが事実上不可能にする必要がある。そのためにはパスワードには様々な文字種を利用し、パスワードの文字列の長さを長くすることが重要である。

利用者は、上記のような安全性の高いパスワードを設定するために、以下の条件を全て満足するように自己のパスワードの文字列を設定する必要がある。

- (1) パスワードの文字列の長さを、10 文字以上 20 文字以下で設定する。
- (2) パスワードの文字列には、以下の各文字種から各 1 文字以上を含むこと。
 - ・ 英大文字 (A ~ Z)
 - ・ 英小文字 (a ~ z)
 - ・ 数字 (0 ~ 9)
 - ・ 記号のうち、情報システムで使用可能なもの

- (3) 以下の文字列は他人が容易に推測もしくは解析により特定可能であるため、パスワードとして設定してはならない。
- ・利用者個人が保有する情報から容易に推測できる文字列（名前, ユーザID, メールアドレス, 生年月日, 電話番号等）
 - ・辞書の見出し語, 著名な人名, 地名, 商標等の固有名詞
 - ・上記を複数結合したもの
 - ・上記に数字や記号を追加したもの
 - ・同じ文字や文字パターンの繰り返し
 - ・キーボードの文字配置等, 容易に推測できる並びの文字列

2.3. 学外サービスで学内パスワードの使い回しをしない

本学の情報システムで使用しているパスワードを学外サービス（学外のWebサイトで提供されるサービス等）で使い回した場合、複雑なパスワードを使っても1箇所でもパスワードが漏れてしまえば、同じパスワードを使っていた学内外の全てのサービスが不正に利用されてしまう。

そのため、利用者は、以下のとおり本学の情報システムで使用しているパスワードを学外サービスで使い回してはならない。学外サービス毎に全く関係のない複雑なパスワードを設定すること。ただし、本学の情報システムとして認証連携している学外サービスについてはこの限りでない。

- (1) 学外サービスでは、本学で使用するパスワードを使い回してはならない
- (2) 学外サービスでは、本学で使用するパスワードと類似したパスワードは推測されやすいため、使用してはならない
 例：パスワードの何文字かだけを変更し、数字や規則性のある文字を付けて設定するなど。
- (3) 学外サービスでは、本学で使用するパスワードと法則性があるパスワードは推測されやすいため、使用してはならない
 例：複雑なパスワードを部分的に分けて順番を変えて設定するなど。

2.4. パスワードの変更

これまでは世間一般においてパスワードの定期的な変更が推奨とされてきたが、昨今では、むしろ定期的な変更を行うことでパスワードがパターン化し簡単なものになることが問題とされている。そのため、利用者は、短期間にパスワードの定期的な変更を行う必要はない。ただし、パスワードが漏洩した場合、またはその危険が発生した場合は、直ちに東京電機大学シーサート（TDU-CSIRT）にその旨を報告すると共に、パスワードを変更すること。

利用者は、パスワードの変更を以下のとおり実施すること。

- (1) 利用者は必要に応じてパスワードを変更すること
- (2) 変更後のパスワードは変更前のパスワードと類似のものであってはならない

- (3) 利用者はパスワードを短期間で変更することは不要である
- (4) パスワード漏洩による学内システムの不正利用の恐れがある場合や総合メディアセンターからパスワード変更の指示を受けた場合には速やかにパスワードを変更しなければならない

2.5. パスワードの管理

利用者は、自己のパスワードを他人に知られたり自分でも忘れていたりすることがないように、以下のとおりパスワードを厳重に管理しなければならない。

- (1) パスワードが記載されたものを他人の目に触れる場所に置いてはならない。特に付箋等でパスワードのメモを端末に貼り付けてはならない。
- (2) ブラウザ等にはパスワードを保存しない。ブラウザ等にパスワードを保存すると、席を離れた時に勝手に利用されたり、不正アクセスを受けた際にブラウザ等から多数のシステムを利用されたりする恐れがある。
- (3) 不注意でパスワードが他人に知られたり入力中に盗み見られたりすることがないように最大限の注意を払わなければならない。
- (4) 自己のユーザ ID やパスワードを他の者に使用させたり、開示したりしてはならない。
- (5) 他の利用者のユーザ ID やパスワードを使用してはならない。
- (6) 離席時のログオフ、スクリーンのパスワードロック、電源オフ等を行うことで、他人が画面を盗み見たり、操作されたりすることを適切に防止しなくてはならない。
- (7) ノート等にパスワードのメモを作成した場合、メモを他人に盗み見られることやメモの紛失、盗難がないように厳重に管理すること。
- (8) パスワード管理に携帯端末のアプリ等を利用する場合、クラウドサービスとの連携機能は使用せず、スタンドアロン状態での利用を優先すること。クラウドサービスにパスワードの情報を置くことにより、情報の保管箇所が多くなり、その分だけ漏洩する可能性が高くなる。
- (9) パスワードを管理している携帯端末が紛失や盗難にあった場合、遠隔操作により当該携帯端末のロックやワイプ（データ消去）を行う等、情報流出の回避に最大限努めること。

2.6. パスワード詐取の可能性のある場所での利用の禁止と注意

公共利用の端末やホテル・インターネットカフェなどに設置されているような不特定多数の人が操作（利用）可能な端末で、本学の情報システムへのアクセスのための認証を行ってはいならない。端末に残った情報からパスワードが搾取され不正アクセスや情報漏洩に繋がる恐れがある。

また、学外の端末やネットワークから本学の情報システムに認証してアクセスする場合、VPN 接続を行うなど、安全な暗号化通信が行われていることを確認しなければならない。

3. パスワードに関する各種手続き

3.1. パスワードを失念した場合

利用者がパスワードを失念した場合には、総合メディアセンターに対して所定の様式でパスワードの再発行を申請しなければならない。

パスワードの再発行を受けた場合には、速やかに新しいパスワードに変更すること。変更後のパスワードは変更前のパスワードと類似のものであってはならない。なお、再発行されたパスワードは、再発行してから一定期間経過すると利用できなくなるので、その前に変更すること。

3.2. パスワードに関するインシデント（事故）が発生した場合

利用者は、パスワードが漏洩し、アカウントを他人に使用された場合、またはその危険が発生した場合は、直ちに東京電機大学シーサート（TDU-CSIRT）にその旨を報告すると共に、パスワードを変更すること。

以上

[本ガイドラインの発信者：

情報統括責任者、情報セキュリティ最高責任者、総合メディアセンター]

東京電機大学学生向けセキュリティガイドライン

(位置付け)

本ガイドラインは、学校法人東京電機大学情報戦略ポリシーに基づき、東京電機大学の学生が、コンピュータ、携帯情報端末やネットワークを利用するに当たって遵守すべき事項をまとめたものである。

(一般利用)

1. ネットワークの利用において、やりとりする情報の内容については、本学は基本的に関知せず、利用者が良識を持って判断しなければならない。
2. 利用者IDを他人に譲渡または貸与してはならない。また、他の利用者IDを用い、なりすましを行ってはならない。
3. 掲示板・SNS・Webページなどネットワーク上で学内から意見を表明するときは、関与者の人権やプライバシーを尊重すると共に、知的所有権（著作権、商標権、特許権など）に配慮しなければならない。
4. 大学設置の情報資産を本来の目的以外に使ってはならず、特に商業目的に使ってはならない。
5. 卒業等により利用資格を失った場合、それまで使用していた利用者IDを使用してはならない。

(電子メールの利用)

1. 第三者のプライバシーや知的所有権は十分尊重しなければならない。
2. ネズミ講やマルチ商法・チェーンメールなどに加担してはならない。
3. 送信先や転送先のメールアドレスは十分に確認しなければならない。
4. サイズの巨大（一般的に3MB以上）な添付ファイル付きメールを送信しないこと。大人数に対して大きいサイズの添付ファイル付きメールではなく、別の手段（Box等）を用いること。
5. 添付ファイルにマルウェアが内在する可能性を考慮しなければならない。
6. 安全を確保するためには暗号メールを必要に応じ使用することが望ましい。
7. メール中のURLを不用意にクリックしてはならない。
8. 送信元が不確かなメールは送信者へ確認するか無視しなければならない。

(Webサイトへのアクセス)

1. 不適切なサイトへのアクセスは行ってはならない。
信頼できないサイトへのアクセスは、取引時のトラブルなどに十分注意しなければならない。
2. 信頼できないサイトへ個人情報等の入力を行ってはならない。

3. WebブラウザやOSのアップデートを常に行い、最新の状態に保たなければならない。
4. サイトで禁止されている行為をしてはならない。
例えば、電子ジャーナル等のサイトでは機械的なダウンロードは禁止されていることがある。

(ソーシャルメディアの利用・情報の公開)

1. 第三者のプライバシーや知的所有権を十分尊重しなければならない。
2. 公序良俗に反する情報を発信してはならない。
3. 研究内容等を含む発信を行う際は十分注意し、機密が漏洩しないようにしなければならない。
4. 公開した情報は多くの人に閲覧されることを想定しなければならない。
5. 公開範囲を常に意識しなければならない。
6. 完全な匿名性は存在しないことを認識しなければならない。
7. 一度公開した内容を完全に削除できないことを認識しなければならない。
8. 情報は正確に記述するよう努め、誤解を招かないよう注意しなければならない。
9. サービス登録・利用時には利用規程を確認しなければならない。

(ファイルの扱い)

1. 知的所有権（著作権、商標権、特許権など）を犯すなど違法なファイルを取り扱ってはならない。
2. 法令により単純所持が禁止されているファイルを自己の意志に基づいて所持してはならない。
3. 出所が不明なファイルや内容に確証が持てないファイルをダウンロードしてはならない。
4. 大きなサイズのファイルをネットワークでやりとりするときは、他の利用者への影響を考慮しなければならない。

(パソコン、情報機器での注意)

1. ソフトウェアには常にセキュリティパッチを適用し最新の状態を保たなければならない。
2. 送信元が不確かなメールに含まれるWebサイトへのリンクや添付ファイルは開いてはならない。
3. マルウェア対策ソフトウェア（アンチウイルスソフト等）を適時使用しなければならない。対策ソフトウェアは常に最新の状態に保たなければならない。
4. 外部から取得した（ダウンロードやメールの添付・メディアでのコピー）ファイルは、マルウェア対策ソフトウェアなどでスキャンしてから使用しなければならない。
5. マルウェアの稼働を確認した場合は速やかに無効化し、無効化出来ない場合コンピュータをネットワークへ接続してはならない。
6. データの改ざんや破損に備え、重要な情報は常にバックアップを行わなければならない。
7. 他人の利用者IDを用いてネットワークへ接続してはならない。

新入生へ
学生生活
学修案内
共通
RU
RB
RD
RM
RE
RG
HP
履修案内
資格・免許
教職課程
事務取扱い
学籍・学費
生活案内
各種施設
就職・進学
学則・規程
沿革
校歌・主歌
キャンパス案内

(罰則)

このガイドラインに違反する場合、総合メディアセンターの管理するコンピュータやネットワーク利用を停止する場合がある。さらに悪質な場合には学則にのっとり処罰する場合がある。

(注意)

本ガイドラインは時代の変化と共に変更する場合があるので総合メディアセンターからの通達によく注意しておくこと。

[本ガイドラインの発信者：情報統括責任者、総合メディアセンター]

3 理工学部基礎教育センター (CFE)

理工学部基礎教育センター (CFE) は、専門基礎科目群の科目について、その内容とカリキュラム構成の検討を主な仕事としている組織です。また入学前教育やプレースメントテスト実施の責任部署でもあり、それらの問題作成だけでなく、採点や添削にも中心となって関わっています。このことによって、入学してくる学生の実力を的確に把握した基礎教育が可能となり、その情報を各学系とも共有することで、学系の上級年次での授業運営が円滑に進む仕組みになっています。そして学習サポートセンター (SSC) と連携しながら、そこでの学生の質問や疑問点の情報を基に専門基礎科目の授業の改善を図っています。

理工学部基礎教育センターのメンバーは

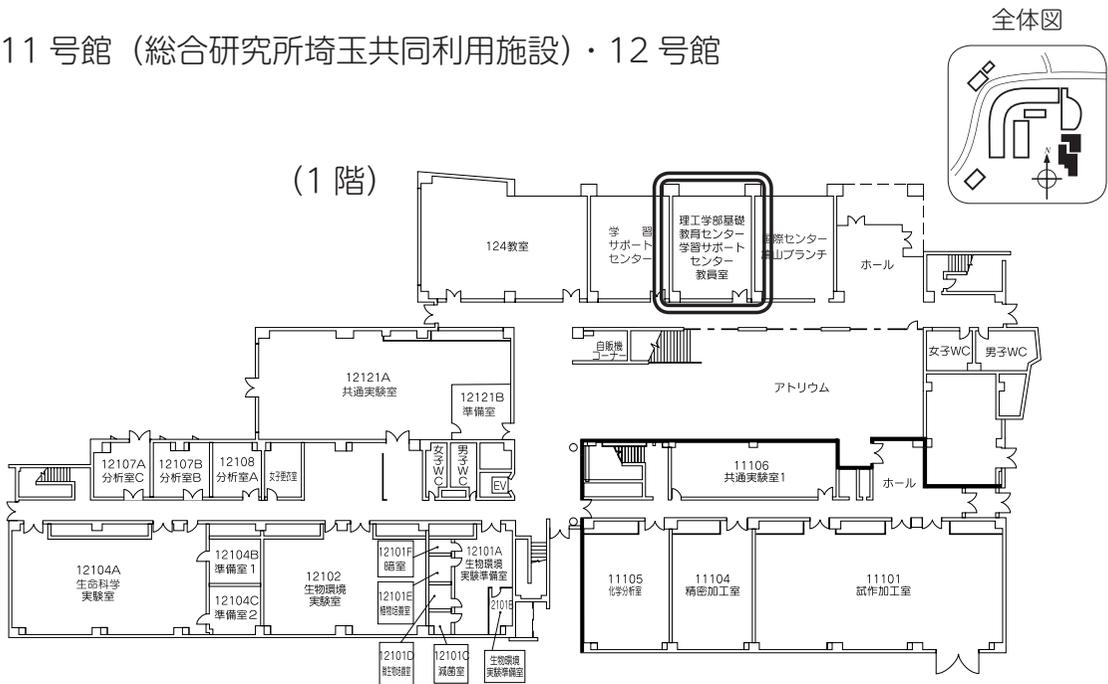
- ・センター長
- ・数学、物理学、化学、情報、実験、語学の基礎教育に関わる教員
- ・担当職員 (学習サポートセンターの庶務業務も兼ねる)

から成り、定期的に (毎月 1 回) 打ち合わせの機会を設けて、基礎教育の場面で起きる様々な問題点を共有し、各学系の先生方とも連携しながら、その迅速な解決を図っています。

理工学部基礎教育センターは、学習サポートセンターの教員室と共通の部屋 (12 号館 1 階 127 室) にあり、月曜から金曜の午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで担当職員が常駐しており、学系の先生方の訪問や質問、学生からの基礎教育への要望などに即座に対応できる体制になっています。

学生のみなさんが何か疑問を感じたとき、ぜひ遠慮せずに理工学部基礎教育センターを訪れてみてください。私たちはその解決のための方策を見出す努力を惜しみません。

11 号館 (総合研究所埼玉共同利用施設) ・ 12 号館



4 理工学部学習サポートセンター (SSC)

みなさんが大学の授業を受ける上では、高校までに学んできた数学、物理学、化学、英語が基礎となり重要になってきます。

学習サポートセンター (SSC) では、上記科目の基礎の復習、見直し、勉強を進める上での相談など学習の支援を行っています。上級学年で学習する科目の理解力 (応用力) を高めるとともに、高校時代に学習した内容の理解に不安がある場合にも対応します。

基礎科目をもう一度勉強し直したい。勉強方法など相談したい。そう思った時は、親切丁寧に対応しますので、いつでも気軽に利用してください。

教員構成 非常勤教員・学習サポートセンター指導員・ティーチングアシスタント (TA)

対象科目 数学・物理学・化学・英語

実施形態 個別指導
グループ学習
※ 希望によりどちらも対応

実施場所 学習サポートセンター 12号館1階126室
(受付) 基礎教育センター・学習サポートセンター教員室 12号館1階127室

開室時間 12:00 ~ 18:00 (授業期間中)
※予約も可能

科目により、開室曜日が異なります。本館1階にある学習サポートセンターの掲示板的ポスターまたはUNIPAを参照してください。



11号館（総合研究所埼玉共同利用施設）・12号館

